

在宅介護支援センター しらかみのさと 運営規程

(事業の目的)

第1条 居宅要介護者等が居宅サービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保険医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等をすることができるよう、居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、その居宅要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び居宅要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (3) 指定居宅介護支援事業の実施に当たっては、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 在宅介護支援センターしらかみのさと
- (2) 所在地 深浦町大字関字小島崎58の3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 小山 香（主任介護支援専門員兼務）
管理者は、介護支援専門員その他の職員の管理、指定居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 主任介護支援専門員 小山 香（管理者兼務）
介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝休日及び12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
(3) 連絡体制 介護支援専門員が居宅訪問等で事業所を不在とした場合においても
転送電話等の方法により、常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定する事業所内の相談室とする。
- (2) 使用する課題分折票の種類は、MD S-HC方式とする。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は第3条に規定する事業所内の相談室とする。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、月1回とする。
- (5) 居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、指定居宅サービス事業者等に関する
サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供してサービスの
選択を求めるものとする。
- (6) 居宅サービス計画の作成にあたっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して
十分説明し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上で
の留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- (7) 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象
となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家
族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るようにする。
- (8) 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事
業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行
うとともに利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービ
ス事業者との連絡調整その他の便宜を行う。
- (9) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利
用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介そ
の他の便宜の提供を行う。
- (10) 居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその
家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によ
るものとし(法定代理受領サービス以外)、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サー
ビスであるときは、利用者の負担は無しとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援を行う場合は、
あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容について説明を行い、
利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、深浦町・鰺ヶ沢町・つがる市・五所川原市・鶴田町・板
柳町・弘前市(十腰内圏域)の区域とする。

(業務継続計画の策定等)

第9条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止の為の措置)

第10条 当事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止の為の指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施する。
- (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を配置する。

(感染症の予防及び蔓延の防止の為の措置)

第11条 当事業所は、事業所内における感染症の発生及び蔓延を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止の為の訓練を定期的に実施する。

(身体拘束等の原則禁止)

第12条 当事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を年2回設けるものとする。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 3 介護支援専門員その他の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 4 介護支援専門員その他の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 5 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

在宅介護支援センターしらかみのさと重要事項説明書

1 概要

(1) 名称及びサービス提供地域

事 業 所 名	在宅介護支援センターしらかみのさと
所 在 地	青森県西津軽郡深浦町大字関字小島崎58の3
電 話 番 号	0173-84-3020
F A X 番 号	0173-84-3021
事 業 所 番 号	0272100751
サービスを提供できる地域*	深浦町・鰺ヶ沢町・つがる市・五所川原市 鶴田町・板柳町・弘前市（十腰内圏域）

* 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談下さい。

*

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常 勤	非 常 勤	合 計	業 务 内 容
管 理 者 介護支援専門員	介護福祉士 主任介護支援 専門員 社会福祉士	1名 兼務		1名 兼務	実施状況の把握、及び その他一元的管理。 居宅サービス計画作 成・事業所との連絡調 整及び紹介等。

(3) サービスの提供時間帯

平 日	午前8時00分～午後5時00分
休 業 日	土・日曜日・国民の祝日及び12月31日から1月3日

2 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

要介護者等が居宅サービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保険医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等をすることができるよう、居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、その居宅要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び居宅要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(2) 運営の方針

- 1) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

- 2) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行います。
- 3) 居宅介護支援事業の実施にあたっては、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

(3) 居宅介護支援の実施概要等

- 1) 居宅介護サービス計画の開始にあたっては、指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供してサービスの選択を求めるものとします。
- 2) 居宅サービス計画の作成にあたっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に十分説明し、提供されるサービスの目標及び達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 3) 居宅サービス計画に原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るようにします。
- 4) 居宅サービス計画後においても、利用者及びその家族との継続的な連絡により居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜を行うものとします。
- 5) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(4) サービス利用のために

事 項	備 考
サービス利用期間	要介護又は要支援認定の有効期間満了日までとし、解約の申し出がない場合は自動更新とする。
居宅の訪問回数	月 1 回
調査(課題把握)の方法	MDS-HC方式
介護支援専門員への研修の実施	年2回研修の機会を設けている。
そ の 他	

3 利用料金

(1) 利用料

指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いします。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
電話等でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合
がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、他の
居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当と認
定された場合
 - ・ 利用者が亡くなられた場合
- ④ その他
利用者及びその家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を
継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサ
ービスを終了させていただく場合があります。

5 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情

利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又
は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する要望、苦情等に対し
別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置」により迅速に対応します。

担当者 管理者・主任介護支援専門員 小山 香

(2) その他

当事業所以外に、住所を有する市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談窓
口等に苦情を申立てすることができます。

6 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに主治医又は家族等に連絡する
とともに必要な措置を講じます。

また、当事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼ
した場合には、その損害を賠償します。

主 治 医	氏 名		
	連 絡 先		電話番号
ご 家 族	氏 名		
	連 絡 先		電話番号

6-1 虐待防止の為の措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止の為の指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

高齢者虐待防止に関する専任担当者	主任介護支援専門員 小山 香
------------------	----------------

6-2 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

6-3 感染症の予防及び蔓延の防止の為の措置

感染症の発生及び蔓延を防止できるよう、下記の措置を講じます

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及び蔓延防止の為の指針の整備
- (3) 感染症及び蔓延防止の為の研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する専任担当者	主任介護支援専門員 小山 香
----------------	----------------

6-4 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7 その他

- ① 利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。
- ② 当事業所及び介護支援専門員はサービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく漏らしません。但し、サービス担当者会議等において利用者の有する問題点や解決すべき課題の個人情報を共有する場合があります。
- ③ サービス提供の業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務の遂行をいたします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所	所 在 地	深浦町大字関字小島崎 58-3
名 称		在宅介護支援センターしらかみのさと
説明者氏名	管理者	小 山 香 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けサービス提供について同意します。

また、介護保険サービス利用に関し、利用者及び代理人の個人情報を関係各機関へ情報提供する場合がある事についても合わせて同意します。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印